

お 客 様 各 位

ルーベン化粧品株式会社
大阪市淀川区西宮原 1-8-24
TEL 06-6391-5676

ルーベンメンバー(RM)登録に関する特定負担金の一時的引き下げについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの「オータムキャンペーン 2025」期間中は、特定負担に該当する初回購入要件（ルーベンメンバー（RM）登録）を、一時的に引き下げる措置を導入いたします。

本件につきましては、販売活動の円滑化とお客様へのご提案機会の拡充を目的としております。何卒趣旨をご理解いただき、本変更の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象者

新規ルーベンメンバー（RM）登録希望者

2. 実施期間

2025年10月1日（水） ～ 2025年12月26日（金）17:00 ご登録分まで

3. 一時的な特定負担金の変更内容

区分	通常要件	一時的引き下げ措置
ルーベンメンバー（RM） 登録時初回購入金額	定 価：60,000円（税込66,000円）以上 支払額：48,000円（税込52,800円）以上	定 価：30,000円（税込33,000円）以上 支払額：24,000円（税込26,400円）以上

※ 仕切り率、紹介手数料などの条件に変更はございません。

※ 期間内に上記条件を満たし、ルーベンメンバー（RM）申請書を提出された方が対象です。

4. 適用に関する注意事項

- ・ 本措置は期間限定であり、期間終了後は通常の登録条件に戻ります。
- ・ 既にルーベンメンバー（RM）として登録されている方には本措置は適用されません。
- ・ 本措置を適用する場合でも、概要書面の交付・内容説明は必須です。
- ・ クーリング・オフ制度は通常通り適用されます。

5. 法的表記（特定商取引法に基づく明示）

本措置による初回製品購入費用は、特定商取引法第33条に定める「特定負担」に該当します。ただし、上記の通り一時的に引き下げて適用されます。なお、本措置の導入に伴い、新たな会費・登録料等が発生することはありません。

ご不明な点がございましたら、販売代理店またはルーベン化粧品株式会社営業部（06-6391-5676）までお問い合わせください。

以上